

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和2年2月25日

【開催日】 令和2年2月25日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時50分～午後4時30分

【出席委員】

分科会長	大井 淳一朗	副分科会長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	福祉部長	兼本 裕子
福祉部次長	川崎 浩美	福祉部次長	岩佐 清彦
高齢福祉課長	麻野 秀明	高齢福祉課課長補佐	河田 圭司
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷 雅俊	障害福祉課長	柏村 照美
障害福祉課技監	岡村 敦子	障害福祉課障害福祉係長	大坪 政通
障害福祉課障害支援係長	岡手 優子	社会福祉課課長補佐	増富 久之
社会福祉課主査兼生活保護係長	壹岐 雅紀	国保年金課長	梅田 智幸
国保年金課課長補佐	石橋 啓介	国保年金課主査兼国保係長	伊藤 佳和子
健康増進課長	尾山 貴子	健康増進課課長補佐兼健康管理係長	銭谷 憲典
健康増進課主査兼健康増進係長	大海 弘美	健康増進課健康増進係長(母子担当)	古谷 直美
市民部長	城戸 信之	市民部次長	藤山 雅之
市民生活課主幹	梶間 純子	市民生活課課長補佐	山本 満康
市民生活課防犯交通係長	石田 由記子	市民生活課人権・男女共同参画室主任	岡野 文恵
市民課長	古谷 昌章	市民課主幹	藤上 尚美
市民課戸籍係長	別府 奈緒美	市民課住民係長	岡崎 さゆり
環境課長	木村 清次郎	環境課主幹	湯淺 隆
環境課生活衛生係長	山根 和之		

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	事務局主査	島津 克則
------	------	-------	-------

【付議事項】

- 1 議案第1号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)について(民生福祉分科会所管部分)

大井淳一郎分科会長 ただいまより一般会計予算決算常任委員会の民生福祉分科会を開会します。議案第 1 号の令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算第 7 回についてです。御手元にあります審査日程のとおり進めてまいりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。それでは、まず福祉部関係、審査番号①に行きたいと思えます。歳出に係る特定財源を含むものですが、こちらの説明をお願いします。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 それでは福祉部関連の補正予算について、ページに沿って説明をさせていただきます。まず 28 ページ、29 ページをお開きください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、23 節償還金利子及び割引料を 82 万 1,000 円増額するものです。これは平成 30 年度生活困窮者自立支援相談支援事業費等国庫負担金及び生活困窮者就労支援準備支援事業費等補助金の超過分を返還するものです。これの主な要因につきましては住居確保給付金の支給者が少なかったことによるものです。

梅田国保年金課長 続きまして、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、28 節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金は 290 万 6,000 円を減額するものです。内容は国保特別会計において、オンライン資格確認導入に伴うシステム改修費の財源を他会計繰入金から国庫支出金に振り替えたことや、出産育児一時金繰出金の減額等に伴う事務費 333 万 4,000 円の減額、及び人件費の調整に伴う 42 万 8,000 円の増額によるものです。

麻野高齢福祉課長 同じく 28、29 ページの一番下です。介護保険特別会計繰出金 3 万 3,000 円は、介護保険特別会計において実施している地域支援事業に関して、国及び県の負担金につき、平成 29 年度の精算に伴う償還金の財源として、介護保険特別会計へ繰り出すものです。

柏村障害福祉課長 障害福祉課関係分について御説明します。議案の 30、31 ページをお開きください。2 目障害者福祉費、20 節扶助費のうち、特別障害者手当を 600 万円、福祉医療助成費を 1,400 万円、決算

を見込んで減額するものです。また、これらの財源につきましては、まず、12、13ページをお開きください。歳入の15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金の特別障害者手当等給付費を450万円減額、次に、16、17ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金の福祉医療助成費を700万円減額するものです。

梅田国保年金課長 続きまして、4目後期高齢者医療費は563万8,000円減額し、補正後の額を11億6,007万3,000円とするものです。内訳は19節負担金、補助及び交付金におきまして、山口県後期高齢者医療広域連合負担金を12万1,000円減額し、28節繰出金におきまして、後期高齢者医療特別会計繰出金を551万7,000円減額するものです。内容は事務費等繰出金56万7,000円の減額、及び保険基盤安定繰出金495万円の減額となります。なお、後期高齢者医療特別会計繰出金については特定財源があります。16ページ、17ページをお願いします。上段16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定費を371万3,000円減額しています。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 次の2項児童福祉費、4目保育所費を御覧ください。3節職員手当費、期末手当、勤勉手当、これらを合計30万円の増額です。これらは決算を見込んで増額するものです。財源は一般財源です。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 続きまして、生活保護費について説明させていただきます。3項生活保護費、2目扶助費を1億1,187万5,000円増額するものです。内訳としましては、20節扶助費を3,300万円減額します。32、33ページをお開きください。次に、23節償還金利子及び割引料につきまして、1億4,487万5,000円増額するものです。扶助費3,300万円の減額につきましては、生活保護受給者数の減少に伴い、生活扶助費、住宅扶助費などそれぞれ決算を見込んで減額するものです。また償還金1億4,487万5,000円につきましては、昨年度の生活保護事業に係る国庫負担金の超過分を返還するものです。これは昨年度の生活保護受給者数の減少により不用額

が生じたものに係る国庫負担分です。

尾山健康増進課長 健康増進課分について説明させていただきます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料227万4,000円の減額は、妊婦健康診査委託料の決算を見込んで減額するものです。28節繰出金、病院事業会計繰出金3億円は、議案第7号山陽小野田市病院事業会計補正予算（第2回）に上げておりますとおり、病院事業会計への繰出金に係る補正です。これは、市民病院の資金不足解消を含めての決算を見込んだ補正です。入院患者が当初見込みより減少したことや、高額な抗がん剤などの薬品費が大幅に増えたことなどの影響により、資金不足が増加したことによるものです。続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費です。13節委託料1,249万円の減額のうち、予防接種委託料1,058万5,000円は、子どもの数が見込みより少なかったことによるものです。抗体検査委託料190万5,000円。これは昨年から実施しております風疹の追加的対策事業における風疹の抗体検査委託料となりますが、決算を見込んで減額するものです。この抗体検査委託料の減額に伴う歳入については、14、15ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金のうち、感染症予防事業費等補助金95万3,000円を減額しております。

大井淳一郎分科会長 それではページを追って見ていきたいと思えます。28、29の社会福祉総務費ですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですね。それでは30、31、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次行きますね。32、33ですが、病院事業の繰出し以外で聞いてください。

矢田松夫委員 妊婦健診の委託料の件ですが、決算見込みということで説明があったんですけど。昨年に続いて減額が出ているんですが、結論的に言いますと、妊娠届の見込み違いというのがあったということですか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 妊娠届出数が見込み数よりも減少してしまいましたので、妊婦健診の対象者の数自体が少なくなっておりまして、委託料で予定していました金額よりも下回りそうで、減額補正になっております。

吉永美子委員 生活保護の関係なんですけど、生活保護費の受給者数が減ということで、今ずっとそれが続いている状況ですけれども、どれぐらいの方がどれぐらいの人数になったかというのをお知らせいただけますか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 当初予算のときに、生活扶助費で言いますと、私どもで考えていたのは746人ということで、想定していました。それでこの12月末現在ですが、718人が現状です。

吉永美子委員 この中で要は自立された方、お亡くなりになった方、その辺の内訳が分かればお願いします。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 平成30年度の数字になりますけれども、1年間で亡くなられた方が24名おられます。あと、就職されたとか、増収になったことが原因で廃止となった方につきましては46人おられます。

吉永美子委員 令和元年度は分からないということですね。人数がちょっと合わないの、その辺は無理ということですね。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 令和元年度の1月末現在になりますけれども、死亡されたことによりまして廃止になった方が23名です。あと、増収であるとか、仕事に就いて廃止となった方につきましては18名となっております。

矢田松夫委員 先ほどの妊婦健診のことですが、これは14回受診をできるんだっただけど、14回の回数が少なくなったのか。あるいは受診する妊婦さんが少なくなったのか。その回答はできますか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 妊娠届出数自体は減っているということが一つと、妊婦健診は14回まで受けられるということになっておりますが、14回目というのが40週の予定日ぎりぎりぐらいになります。36週から40週までの間の出産が正期産ということになっておりますので、回数が進むにつれて、受診者数というのが減少してくるといふふうになっております。

吉永美子委員 先ほどの予防接種委託料が子どもの人数見込み減ということから、妊娠届出が見込みより減ったことによって、予防接種委託料も減るといふことの関連でよろしいのでしょうか。

銭谷健康増進課課長補佐 同じ現象によるものです。

水津治副分科会長 生活保護費の扶助費の中の葬祭扶助費と施設事務費が前年に比べて、特に施設事務費が特に増えておりますが、この増えた要因が分かればお聞きしたい。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 この施設事務費につきましては救護施設、生活保護者の施設に入っておられる方に対して、施設に対して支払うお金なんですけども、当初5名を見込んでおったんですけども、現時点6名になっておりまして1名増えております。これにつきましては、1名につき大体1月20万円ほど掛かりますので、その分ほど今回補正をさせていただくということになっております。あと葬祭扶助費になりますけれども、これは当初14名の方を見込んでおりましたけれども、1月末現在で18名、4名増えております。今後も生じるといふところで、今年度につきましては24名を見込んで補正をさせていただいております。

水津治副分科会長。施設事務費一人につき20万、年間240万。予算でいくと二人分の500万近く増えているんですが、予算は余裕を持ってということで理解していいですかね。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 県内に6施設あるんですけども、施設によって若干金額も違いまして、支払ができないということを防ぐために若干の余裕はみさせていただいております。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）繰出しの質疑に入りますが、病院経営等については、市長部局は答えられませんので、そちらに渡らないように、皆さん、あくまでも繰出しの経過とか手続とか、そういったことについて聞いてください。

矢田松夫委員 制限を付けられると難しくなりましたね。それでは一番基本的なことから言いますが、経営者会議というのがありますよね。尾山課長は出ておられますよね。金額が決定した日はいつですか。そういう会議の中で出されたんですか。

尾山健康増進課長 経営会議には毎月出席させていただいておりますが、その中では、いろいろな改善策だとか、経緯とかの説明はありますが、金額の決定については経営会議ではありません。金額に関しましては、昨年未頃に、病院局のほうから、実績を確認したところ大幅に赤字が拡大していたことが判明したということで、財政課のほうに相談があり、その後、財政、企画、健康増進課と一緒に協議を行ってきたところです。その中で、何が要因なのかというようなこと、それと、なぜ3億なのかというような協議も何回かにわたって行ってきました。その結果、病院のほうで、数年の間の資金不足を出さないというような額ということで、3億円というふうになった日にちは記憶していませんが、年を明けてからだったというふうに記憶しております。

矢田松夫委員 それらの経過を踏まえて、これは仕方ないとなって、今回の補正に上げられたと思うんですよね。一番の要因は何ですか。

尾山健康増進課長 このたびの補正の要因というか、赤字が拡大した要因につきましては、まず、病院局からの説明を受けているのが、入院患者数が当初見込みを大きく下回ってしまったことだというふうに説明を受けております。当初183名で見込んでいたものが175名ということで、そうすると入院費用プラス、例えば差額ベッド代だとか、そういったものも全て影響してくるということで、この金額の減がかなり大きかったというふうに説明を受けております。

矢田松夫委員 そうということで、金額の決定をされましたけれど、病院側のほうから今回の3億円についての、それでは、こういうふうに改善していきますよと。例えば、今回限りですよとか、そういう回答はなかったんですか。

尾山健康増進課長 協議を重ねる上でやはり、どう改善していくのかというような協議もかなり行ってまいりました。具体的な改善策につきましては、

病院局のほうの議案でも上がると思いますが、具体的には、病床の機能転換を行う。一般病床を一部地域包括ケア病床に転換することで、安定した収入を見込んでいく。こういう改善策を持たれているというふうに説明を受けております。また、それに転換することで、どのように収支が見込めるかというようなシミュレーションも説明を受けております。

矢田松夫委員 具体的な改善策については病院の補正予算の中でやっていきたいと思うんですけど、市長部局のほうから、3億円あげますよと、繰り出しますよと言われたんだけど、こちらの市長部局に求めるんじゃないかと、例えば銀行などから一時借入金とか、そういう対応を練るべきじゃないかという助言なんかされたんですか。

古川副市長 一時借入金で4億か何億か超えると資金不足ということで、県なりから強い指導を受けるということで、その解消のため、本来でしたら、矢田委員が言われるように資金繰りとして、一時借入金として金融機関から借りるという手法があるんですけど、その額が膨らむと、病院を新しく建て替えるときに、起債等を借りる中で、今後資金不足を起こさないようにという強い指導を受けております。病院に対しても交付税措置もありますので、その辺の指導の中で一時借入金の額が大きくならないようにという、そういう解消のために今回断腸の思いで3億を出すということです。先ほど担当課長も申しておりましたが、病院には地域医療計画等もありますが、その辺も踏まえて、どのように病院自体をしていくかというのを考えるようにという指示なり、指導はしております。

大井淳一郎分科会長 ちなみに3億の内訳というか、どういう根拠で3億という数字になったのかについて説明してください。

尾山健康増進課長 令和元年度の資金不足予想を立てられていて、予想が約1億7,000万円だったというふうに聞いております。ただ、その補填だけでいくと、先ほど申しましたような、すぐに改善して収入が見込めるわけではありませんので、令和2年度以降に再度資金不足が発生する可能性もあるのではないかとということで、数年間の収支を計算していただいた結果、資金不足を出さないためには3億円あれば、数年間は資金不足を出さないであろうという計算で3億円という金額になっております。

大井淳一郎分科会長 特別の繰出しですね、基準内じゃなくて。この前の繰出しはいつですかね。前回の繰出しはいつでしたか。

尾山健康増進課長 平成29年度です。

大井淳一郎分科会長 その前はいつでしたか。

尾山健康増進課長 27年度に2億9,700万円繰り出しています。

矢田松夫委員 私ちょっと調べたんだけど、これまで10億ぐらい一般会計から病院に入れているという私が言った今の発言については間違いか、正しいのか。約10億円入っています。

古川副市長 27年度から3回にわたり、10億弱という繰出しを行っております。

大井淳一郎分科会長 2年ごとに繰り出しているわけですが、やはり前回は、その前回は、今後はこういうことのないように数年間シミュレーションして、繰り出していると思うんですけども、このままだと2年後ということもあり得るわけなんですよ。それを受けて出す側も何らかの強い指導というのがないといけないと思うんですが、その辺の状況を教えてください。

古川副市長 先ほども申しましたが、この病院は地域の中核医療ということで、当然支えていく必要がある。合併当初二つの病院があって、厳しい状況の中で一つの病院にして、山陽小野田市の地域医療、また、救急医療を支えていく病院として、重要な役割にあるということは市民の皆様、また議員の皆様も理解していただいているところです。しかしながら、矢田議員からの御指摘、委員長からの御指摘もありましたように、数年にわたり過大な一般会計からの繰出しをしている。基本的には病院も独立採算制というのが筋でありまして、法定内の基準内繰出しは当然ですが、基準外繰出しをこのように出すというのは、いろいろ問題もあろうかと思えます。そうした中で、先ほど担当の課長も申しましたが、病院も地域医療計画等で、国のほうから言われておりますような流れの中

で、いろんな施策を考えているということ。それと、地域包括ケア病棟に転換する。そうしたことによって、少しでも経費を削減し、また、患者数も増やす中で取り組んでいこうということです。病院管理者も、地域連携ということで、市内の各病院も回っており、患者さんを回していただくようにというような動きもされているというふうにも聞いておりますので、今後とも、一般会計としましても、設置者としましても、このような病院の経営については注視をしていきたいし、議員の皆様からも意見を聞く中で、注文なりもつけていきたいというふうにも考えております。

矢田松夫委員 何度も言いますが、なぜ資金不足に陥ったのかは、後ほど、病院の事業会計の中で質問しますが、今回は最後ですよと引導を渡すとかそういうことなかったのか。

尾山健康増進課長 このたびの協議に関しまして、二度とこのようなことはないようにという観点で協議をしてきましたが、そのような引導は渡しておりません。

矢田松夫委員 それでこの委員会の中で質疑をするんだけど、委員長、全体的な議論になっていないから、後ほど、この件については最後の時間に自由討議に充ててもらって、もう少し議論を深めたいんですが。

大井淳一郎分科会長 分科会ですので採決とかしませんので、審査番号②の質疑が終わった後、次の市民部の関係の質疑終わって、そのあとに分科会の最後で、これについて自由討議をしたいと思います。その前提として、やはり執行部に、この繰出しについて聞いておきたいことをまず聞いておいてください。

松尾数則委員 地域包括ケア病棟についてちょっと聞きたい。労災にありますよね。これはやっぱり経費が掛かるものなのかどうか、その辺をちょっと確認しときたいんですが。

古川副市長 そういうものを作りたいというのは聞いています。詳細について、病棟を転換したら幾らという金額的なことは、病院の会計で詳細を聞いていただけたらと思います。

杉本保喜委員 地域包括ケアというのは、病院の行動以外に、いわゆる市としての方向性ですよね。それについてはどのように考えていますか。

古川副市長 地域包括ケア病棟に移換したいというのは病院から報告なり、提案を受けております。担当も協議する中で、松尾委員がおっしゃったように、労災もやっているようですので、その方向については、少しでも経営にプラスになるということです。またそれで、市民に対してもプラスになるということを知っておりますので、市としても了知しているところですよ。

大井淳一郎分科会長 例えば、日赤には毎年補助して、その際には、ただ補助するわけにはいかないから、資金計画みたいなものを出してもらっていますが、今回の繰出しに当たって、大体どのように病院が今後は展開していくのかについて、何らかの資料というのは出されているのでしょうか。

尾山健康増進課長 改革プランを新たに改訂版という形で出されております。

大井淳一郎分科会長 そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。それでは歳入ですが、いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、審査番号1の福祉部に関する質疑は打ち切ります。それでは休憩です。35分から市民部関係の質疑に入ります。

---

午前11時25分 休憩

---

---

午前11時35分 再開

---

大井淳一郎分科会長 それでは、分科会を再開します。まず、その前に説明が市民部からあるそうなので受けたいと思います。

城戸市民部長 それでは補正予算の説明の前に1件ほど御報告を申し上げたいと思います。既に広報あるいはホームページ等でもお知らせいたしてお

りましたけど、本日から証明書等のコンビニ交付事業をスタートさせて  
いただいております。朝6時半からスタートしております。職員が全て  
の証明書等が支障なく発行できていることを確認しましたので、御報告  
させていただきます。それでは、補正内容についてはそれぞれ担当課か  
ら説明させていただきます。

藤山市民部次長兼市民生活課長 空き家の適正管理に関する補助金の減額補正  
について御説明します。補正予算書は22、23ページです。2款総務  
費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金、補助及び交付金  
の老朽危険空家等除却促進補助金について、当初予算額の250万円か  
ら116万円減額し、予算額を134万円とするものです。老朽危険空  
家等除却促進補助金については、別に配布しております「平成31年度  
老朽危険空家等除却促進事業補助金交付概要、実績」の資料を御確認く  
ださい。当該制度は、倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家  
等の除却（解体）を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なま  
ちづくりを実現することを目的に、今年度から開始した補助事業です。  
今回の減額の理由としては、今年度1件当たり上限50万円、5件程度  
の補助を見込み、250万円の当初予算としていましたが、1月末で申  
請受付を締め切ったところ、今年度は3件、134万円の申請のみであ  
ったことによるものです。したがって、当初予算から不用額となる  
116万円を減額するものです。次に、防犯外灯設置補助金の減額補正  
について御説明いたします。補正予算書は今開いていただいているペー  
ジの一番下から次のページにかけてです。2款総務費、1項総務管理費、  
20目自治会活動推進費、19節負担金、補助及び交付金のうち、防犯  
外灯設置補助金について、当初予算額の785万8,000円から20  
0万円減額し、予算額を585万8,000円とするものです。防犯外  
灯設置補助金については、別に配布しております平成31年度防犯外灯  
設置補助金交付制度についての資料を御確認ください。当該制度は、自  
治会等が設置した防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を市が補助し、  
自治会の防犯活動を支援することで、地域の安全確保を図ることを目的  
とした補助事業です、資料の裏面、防犯外灯設置補助金実績及び見込額  
を御覧ください。上側が件数、下側が補助金額となっておりますが、この  
うち、左側の区分の5番目と6番目「修理・LED」と「LED促進」  
のところの右側太枠で囲まれたH31の件数に注目してください。今回  
の主な減額理由としては、既に設置されているLED灯の交換修理と、

現在使用中の故障していない蛍光灯をLED灯に交換するLED促進分を、当初予算で、それぞれ184件、350件としておりましたが、決算で、105件、233件となる見込みとなりましたので、資料の一番下、当初予算785万8,000円から、不用額となる200万円を減額するものです。次に、3款民生費、1項社会福祉費、7目総合館費につきまして、県支出金の決算見込額が、当初予算見込額を51万8,000円上回ったことにより、一般財源を51万8,000円減額する財源の振替を行いました。この県支出金が上回った理由につきましては、次の歳入の増額補正で御説明いたします。補正予算書の16、17ページを御覧ください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金のうち、総合館運営費について、当初予算額492万円を51万8,000円増額し、543万8,000円とするものです。理由としましては、当初予算については、前年度決算額を参考にして492万円としていたところですが、今年度決算見込額により補助金の算定を見直したところ51万8,000円の増額となったものであります。増額の主な要因は、人件費部分で、再任用職員の格付けが2級から3級になったため、これは管理職相当の職務、職責を担う再任用職員の給料表の格付けが今年度から見直されたことによるものです。

古谷市民課長 今回の補正予算について説明させていただきます。歳出ですが、24ページ、25ページお開きください。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助金及び交付金を875万6,000円増額して、1目戸籍住民基本台帳費を総額1億8,506万1,000円とするものです。これは、昨年12月24日付の令和元年度通知カード、個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金上限見込額についての通知で、令和元年12月13日にマイナンバー制度に係る令和元年度政府補正予算（案）が閣議決定されたことにより、その時点での各市区町村の令和元年度交付金上限見込額を住民基本台帳人口案分により算出し、示された額に対応するための予算措置であります。増額につきましては、全国的にマイナンバーカードの交付枚数が増加していることや、マイナンバーカード発行の日から5回目の誕生日までとなる電子証明書の更新事務に伴う地方公共団体システム機構の業務量増加によるものです。次に歳入について説明させていただきます。補正予算書14、15ページをお開きください。15款2項1目総務費

国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金で個人番号カード交付補助金として875万6,000円を補正しています。市が地方公共団体情報システム機構交付金を支払いますが、支払った金額全額に対して、国から補助されますので、今回の補正も歳出補正と同額の歳入補正をしております。説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

木村環境課長 それでは続きまして環境課に該当する分を御説明します。歳出の32、33ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節負担金、補助及び交付金の水道事業交付金を284万1,000円。同じく、24節投資及び出資金を12万2,000円、新たに増額補正するものであります。これは現在、鋳物師屋・西山簡易水道施設を市が水道局に委託しまして維持管理等お願いしておりますが、これを上水道に統合する予定であり、その経費の一部を一般会計より負担するものであります。内容としましては、19節負補交の284万1,000円が事業認可変更資料作成業務費用であります。24節の投資及び出資金分12万2,000円は施設設計委託費と用地取得費の償還の一部であります。続きまして工事の場所や今後の予算措置等ありますが、お配りした資料を御覧ください。A3の簡易水道の関係の鋳物師屋のところの図面がついている資料があるかと思いますが、よろしいでしょうか。A4で縦のような形になろうかと思いますが、まず、位置図で下側のところになりますけども、丸Pというふうに書かれたところ、緑色にしておおと思いますが、隣接する野田自治会のところにポンプと貯水槽を設置する予定であるということです。そしてそれから、赤色のほうになります。ずっとそのまま上に伸びまして、配水地の近くまでという形になります。既存の配水地まで、その送水管という形でそれをつなげる予定です。各家庭にお配りします配水につきましては、現在の管を利用するという予定です。大体お分かりですかね。下のほうから上の方に向かって赤色のところまでという形になります。続きまして裏のページになります。今後の予算措置ですけども、まず、上段のところ左側に現状というふうに記載しておりまして、囲み枠がございますが、上水のほうに接続をせずに、今までどおりの簡易水道として、そのまま維持していくという形であると、令和元年度1,900万円と358万1,000円という金額でもって、1,258万1,000円というのが想定されて、2年度も、そのような形で続いていくというようなことが書いてあります。そして簡易水道でありまして

も、収支不足分の900万と、あと358万1,000円というのが、令和6年度で一応償還金が終わるということで、それ以降は900万円になりますよという、大体この予定なんですけど、収支不足分がそのぐらいであったとした場合に、今の簡水のままでありますとこの予算がずっと必要になってきますというものであります。続きまして、その下の上水道に統合というのがありますが、ここが今後の対応となるところであります。上水道の配管を配水地まで接続する工事、先ほど言いました赤色の部分の緑色のポンプと、その配管の工事、それを令和2年度中に終える予定と聞いております。令和3年度には、簡易水道から上水道に切り替える予定で、工事費を仮に7,000万円とした場合での予測ではありますけれども、今後、一般会計で負担する額というものを記載しております。この場合ですと、令和3年度以降には現在の簡易水道を続けるよりも、負担が少なくなります。そして令和16年度には、市の負担が一応終了するというような形になっております。ですから、今この令和2年度のラインのところを見ていただきますと、今は令和2年度、今後予定をしているのがまだ簡易水道ということで、①に相当します収支不足分の900万円、そして②に相当するそのときの時代のときの元利償還金358万1,000円が、令和2年度の予定でありまして、それ以降につきましては、統合事業の関係の実施設計でかかったようなものとか、用地取得、そういったものが今後かかってきますよということで、挙げております。それで上と下を比較しまして、点線が入っておりますが、令和3年度以降は、仮に工事費を7,000万とした場合については、ここから、今の簡易水道を維持していくことよりも安くなっていくということで挙げております。あと、この図面等にはありませんけれども、簡易水道につきましては平原・片尾畑簡易水道というのがあります。こちらと同じく令和3年度より上水に切り替えるという予定を聞いておりますが、簡易水道のそこの地区につきましては、その管と上水の管がかなり隣接をしているということでありますので、平原・片尾畑簡水につきましては、接続に掛かる費用がほとんどないというようなお話をお聞きしております。あくまで今提案しているのは鋳物師屋・西山地区の地図等を付けているという形であります。これにつきましては、以上であります。続きまして34、35ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、7目新火葬場整備費、13節委託料を216万6,000円、同じく15節工事請負費を1,158万円、それぞれ減額補正するものであります。内訳としましては、まず委託料216万6,

000円の減額につきましては、旧山陽斎場の解体に伴い、一番隣接する住宅の家屋調査、前後で家屋調査をするということをご予定しておりましたが、所有者から希望しない旨のお話がありましたので、家屋調査を実施しないということになったものであります。次に工事請負費1,580万円の減額の内訳ですが、第1区の外構工事費が164万7,520円の増額、そして第2区外構工事、今ちょうど行っているところですが、これが667万2,600円の増額、そして山陽斎場の解体費用、斎場解体がほぼ終わりましたが、こちらが2,001万1,400円の減額、その他電話線切替え等が29万1,280円の減額となっておりまして、これらの増減の結果という形で、工事費につきましては1,158万円の減額となりました。またこれらに伴いまして歳入の18、19ページを御覧ください。下のほうにあります22款市債、1項市債、3目衛生債、1節火葬場整備事業債が、これに伴いまして、640万円の減額というふうになっております。予算書の6ページを御覧ください。6ページの繰越明許費です。4款衛生費、1項保健衛生費、7目新火葬場整備費を5,277万9,000円繰り越すものであります。これは旧山陽斎場の解体工事途中におきまして、それよりも前の、昔の斎場の基礎部分と思われるようなものが一部見つかりまして、その処理に多少の時間を要したなどの理由もありまして、そのようになりました。そうしたところ、その後にご予定しておりました第2期外構工事、いわゆる駐車場の整備の工期が5月末になる予定であります。なお、駐車場の平面図を参考資料としてお配りしております。A3判の横になっているものです。右側辺りぐらいのところに現在の新しい新斎場の玄関ロータリーに相当する部分が、この辺りぐらになります。ロータリーの真正面に向かってというような形になります。旧山陽斎場の跡地の方向になります。そちらをかき上げしまして、マイクロ3台、普通車35台分を整備する予定というふうになっております。説明は以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

大井淳一郎分科会長 市民部から説明をいただきました。それではまず、22、23のうち最初にありました老朽危険空家等除却促進補助金、これについては資料もありますので、資料について質問するときは資料のどれかということをご指摘した上で質問してください。

矢田松夫委員 次長はさらっと流されたんですけど、結局予算に対する決算、

そして減額なった理由をきちんと説明してもらって、今回のこの事業については、新規事業で私たちもこれは抽せんがたくさんあって、漏れる人もたくさんおるんじゃないかというふうに期待しとったんですが、なぜこうなったのか。この説明を最初にしていただきたいと思います。

藤山市民部次長兼市民生活課長 説明不足で申し訳ありません。この事業を開始しまして17件ほど相談がありました。中には老朽危険空家に該当しないものもありましたが、やはりお困りの方は多いという実感です。まず一つあったのが、解体業者が市内の業者という条件を付けておりました。市外の業者のほうが安いということもあったという声も寄せられました。そういったことでこの事業を断念するということがあったようです。それと接道のないような老朽危険空家についての御相談もありましたが、解体するに当たりまして、そこまでの土地を利用させてもらえるかどうかというところで、所有者との協議が進まないということで今年度見送った。来年度以降考えていきたいという声もありました。いずれにしても、結果として3件で、予算額の250万には至らなかったところですが、解体について考えが一步も進まなかったものが動き出したということで、ターゲットにつきましても資料のDEランクの対象とする空き家が、今回、利用されたわけですので、ターゲットとしても私どもが当初定めたところとぶれておりませんので、いましばらくこの状態で、来年度も実施させていただきたいなというふうに考えております。

矢田松夫委員 今の原因を聞くと、全て対象者は市民というふうに聞こえたんですが、実施をする側の担当、あるいは市全体としてまずさというのはなかったのか。今、全部聞いたら、相手が悪いという話でしょう。自分たちはどうだったのか。

山本市民生活課課長補佐 制度の周知につきましては、昨年度議会だよりも掲載していただきましたけれども、市の広報、それから市のホームページに掲載したほか、宅建協会、不動産協会にも御案内しましたし、市に指名登録のある解体業者15社にも、制度周知のための案内を送付しました。また、制度について報道発表しまして、地元の新聞にも取り上げていただきました。制度の周知については、できる限りのことはしたつもりです。それから、日頃から市民等から危険な空き家の相談や苦情や通報があった場合、現地を確認し対応をお願いする文書を送ったりもし

ておりますけれども、そのうち、不良度判定100点を超えそうな管理不適切空家等の所有者等に対しましては、当該パンフレットを送付して、補助金を活用して解体していただくように御案内をしているところです。

矢田松夫委員 制度の周知については、今、言われたとおりですが、もう少し内側の体制として、これまで言われてきたように空き家については重点的に力を入れていくと言いながら、職員の体制というかね。いわゆる専従体制までいかななくてもいいんですけど、今回相談件数が17件あったにもかかわらず、最終的には目標に行かなかったというのはやっぱりもう少し、体制的にはどうやったんですかね。担当者から言うと。

藤山市民部次長兼市民生活課長 御存じのように昨年4月の空家対策室を設けましたが、専従ではないということは御承知のとおりです。また、やはり老朽危険空家にも及ばないような、空き家についての苦情とか相談とかいうのがやはりあって、解決率も下がってきておまして、なかなか空き家対策については、優先度を高く、担当もそちらのほうに取り組んでいるところですが、結果として、余り進んでいないというのが現状です。

水津治副分科会長 相談件数が17件というふうに記載しておりますが、そのうち、相続人がはっきりしないからなかなかできないという相談というような事例はありましたでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 相談の段階で、そこまで詳しい状況は確認できておりません。相談に来られた段階で、お配りしております資料に基づいて、申請に当たってはこういう資料が必要ですよと、対象となる空き家につきましては、ある程度、老朽危険度というのを判定しますよというふうにしておまして、相続人がどこまで広がっているかという細かいところまでは、相談の段階では確認しておりません。

水津治副分科会長 相続ができていないということで、この事業に手を挙げられないということが結構あるんじゃないかと思うんですね。そういった場合は市としてどういうふうな対応をしていかなければいけないかというお考えありましたら、お願いします。

藤山市民部次長兼市民生活課長　やはり相続登記ですね。これをしていただくと、所有される方、管理される方もやはり自覚も芽生えますし、私どもも対応とかお願いするに当たりまして、スムーズに行くというふうなことになると思いますので、やはり、そこら辺について関係者とよく協議された上で、登記をしていただくようお願いしたいという切なる思いはあります。

水津治副分科会長　その際、所有権移転登記とかすると、経費が掛かります。その経費もこの解体経費の中として見るということは考えられないでしょうか。

藤山市民部次長兼市民生活課長　この制度の中にはそれが含まれておりません。ただ、他市でもそういった補助事業をやっているところもあります。ただ一方で、国が相続登記を義務化するという動きもありますので、そこらみながら、補助制度をするとか考えていかなければいけないのかなというふうに考えます。

大井淳一郎分科会長　確認ですが、相続登記が済んでいないと除却できないんですか。

藤山市民部次長兼市民生活課長　そういうことではありませんが、やはり、ここまで老朽危険空家をずっと放置してあるということは、やはりそこら辺の誰が管理するのかとか、そういったことがきちんとできていない。裏を返せば、そういうことも言える。それでうちのほうも対応を苦勞しているというのは事実です。

杉本保喜委員　17件の相談があったということなんですが、これを受理して、実施した件数はどれぐらいですか。

山本市民生活課課長補佐　17件のうち、この資料の2の裏面にあります2件が相談からです。最初のものは、相談もなしにいきなり持ってこられた。その前から対応をお願いしていた空き家ということもございますけれども。

大井淳一郎分科会長　相談されて、実際に調査したけど、はねられたというの

は、この中に何件ぐらいあるんでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 相談の段階で、緑の紙にあります不良度測定基準表も御説明をします。この段階で相談に来られた方自らが、ちょっと該当しそうにないなと諦められた方は数件あります。ちょっとはつきりと何件というのは分からないんですけども。

大井淳一郎分科会長 私は他市のものを見ていないんですが、この測定基準表というのが、もしハードルが高ければ、これが申請の件数の伸びの妨げになっているのかなと思うんですが、どうですか、この辺りの基準表については。

藤山市民部次長兼市民生活課長 この基準表につきまして、国が示したものでもありまして、利用されているところが多いというふうな認識を持っています。ただ、結果として、この補助事業が3件ということです。最初申し上げましたように当面見させてもらいたいんですが、やはり、こういう状況が続くのであれば、少しハードルを下げるというのも考えていかなければならないかなというふうに考えております。

吉永美子委員 市内業者を使うというのはすごく分かるんですけども、現実には、Q&Aにあります、市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する業者に限りませうということ、これは現実、該当する業者は何社あるんでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 監理室に確認して15社は、指名業者として登録があるようですけども、登録されていない業者も多数ありまして、解体するに当たって、県の登録許可を得ている方が、解体業だけじゃなくて建築とか土木工事業でもできるようになっておりますので、それら全ての資格を持った業者数までは把握していません。

吉永美子委員 なぜお聞きしたかということ、市外業者のほうが安いということで、やめたという方がおられたということで、市内を使ってもらうのが当然いいわけですけども、要は、県内でもうちよりも先進地というのは結構複数ありましたよね。100万円とか高いところもあったりしますが、こういったところというのは、これまでの先進地の状況というの

は精査をして、今の状況に至っておられますか。

藤山市民部次長兼市民生活課長 他市のそういった制度も参考にしましたが、まずやっぱり、制度を始めたばかりで、その状況も分かりません。そこで第一義的には市内業者というくくりで、最初定めさせていただきましたので、それがハードルの高い条件の一つであるならば、そこは他市とかも参考にしながら、検討していかなければならないと思います。

河崎平男委員 空き家対策の関係の事業で、所有者又は相続人が申請するんですよね、この事業は。そういった中で、地域から、自治会から出る相談はどのぐらいありますか。

山本市民生活課課長補佐 この老朽危険空家等除却促進事業についてはありません。この補助事業に関してはありません。

河崎平男委員 空き家に対する苦情はどのぐらいあるんですか。

山本市民生活課課長補佐 この補助事業のことしか手元に持っていないんですけども、今年度だけで80件を超える相談、苦情、通報等を受けております。

大井淳一郎分科会長 これについてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっとここで休憩に入って、病院の審査の後に一般会計やりますので、よろしくお願ひします。

---

午後0時10分 休憩

---

---

午後3時40分 再開

---

大井淳一郎分科会長 それでは一般会計民生福祉分科会を再開します。審査番号2番の市民部関係の説明を受けました。質疑の中で、先ほど空き家関係の質疑まで終わっておりますので、続きからいきます。24ページ、25ページ。防犯外灯とか、地方公共団体システム、戸籍等、この辺り

ですが、皆さんのほうで。

矢田松夫委員 システム機構の交付金の件で質問しますが、これによって個人番号カードが増える要素があるのか。

古谷市民課長 増えていくようになるのかというよりも、平成30年度中に本市が交付した枚数が673枚でした。令和元年度、今年度ですが、まだ終わっておりませんが、1月の末時点で834枚ほど交付しておりますので、本市が増えれば、全国的にも増えているものと思われまして、交付枚数が増えることによって、J-LISと申しますかね、そちらの事務量が増えて、業務量が増えてきて、それに対する負担金を増やしてくださいという内容で、上限額を示されましたので、それに対応できるように今回の補正をさせていただいております。

矢田松夫委員 普及促進とか事務量が増えるとか、こういう対応というのはできるんですか。

古谷市民課長 本市としましても、12月の補正でタブレット端末の補正をさせていただきまして、業者に発注を掛けておりまして、すぐには入ることはないんですけど、3月下旬には入って、それを使用して申請支援をするように計画しております。

河崎平男委員 市民の方にどのような周知をされるんですか。

古谷市民課長 まだ具体的な周知はしておりませんが、今後、窓口で申請支援しますよとか、そういう張り紙と申しますか、そういうようなことで周知できればと思います。また、通知カードを失くしたので通知カードの再発行をしてほしいというような方もおられます。そのときにそういう方に通知カードではなくて、マイナンバーカードの交付をされたらどうでしょうかと。今であれば、こちらでお手伝いして申請支援ができますというような御案内をすれば、何割かは切り替えていただけるのではないかと考えております。

大井淳一郎分科会長 そのほか、皆さん防犯外灯はいいですか。

杉本保喜委員 防犯外灯について、市民部だけではないと思うんですけど、要は理科大の学生が、女性が多く増えるだろうということが予想されているわけですね。地域の人たちから、学生さんが夜に動く場合に、今の明るさだと不十分だという意見が出ているんですよね。そういうようなところを見たときに、ここで市長が必要と認める場合を除くという設置基準があるんですが、この辺りは行政としてはどのように考えておられるんですか。

藤山市民部次長兼市民生活課長 理科大周辺について、一部暗い所があるということで、学生さんの声を頂いております。御承知のとおり防犯街灯につきましては、自治会が設置するものに対する補助ということもありますので、もし、防犯外灯であれば、自治会等との協議も必要になるでしょうし、ただ一方で、自治会としても大学の声もある中で、やはり地域住民の安心安全を守るために地域住民にも声を掛けないといけないという声もあると思います。そういったことを鑑みて、庁内でいろいろ協議しました結果、今回上がってきた声については、理科大で対応するという形になりました。防犯外灯のほうで大学生の声を聞くということのありかかもしれません。地域住民の声も聞くところの自治会長の対応もありますので、そういった関係で今回の防犯外灯については、理科大に関するものについては、大学のほうで設置するという結論に至りましたので、御報告させていただきます。

大井淳一郎分科会長 大体どの辺りにつくんですか。今、杉本委員が言われたところ。

藤山市民部次長兼市民生活課長 西が迫の雇用促進住宅がありまして、あそこは1棟ほど大学生が行かれるということで、あの周辺の声がありましたので、そこら辺を対応するように聞いております。

杉本保喜委員 ということは学校のほうが主体として、要望を上げてくるという考え方でいいんですか。

藤山市民部次長兼市民生活課長 学生の声を聞いて、大学が設置するということです。

城戸市民部長 防犯外灯の設置補助制度につきましては、1灯当たり幾らとか、柱1本幾らというふうな形で市が補助する制度になっておりまして、実際に設置するのは、今の制度であれば自治会等が設置して、そのあと電気料であるとか、そういったものは全て自治会の負担になっているわけなんですよ。ですから、多ければ良いのに越したことはないんですけど、やはり、それぞれの自治体の負担というのがありますので、今回、大学生からもそういう声が上がってきたということで協議する中で、今回大学の周辺、特に学生からの要望については大学のほうで設置をして、電気代等の支払も大学のほうでやろうというふうな形で結論になっております。それと外灯とは関係ありませんけど、やはり、薬学部ができて、女子学生が増えるということで防犯上懸念されることがあるということで、警察のほうに私も依頼に行きまして、特にパトロールの回数等も多くしていただくということで、パトカーであるとか、警察の姿を見える化することによって、かなり防犯効果も上がるというふうなことも、警察のほうからも、それは是非協力しますということをおっしゃっていただいておりますので、いろんな角度から、防犯対策については取らせていただいております。

吉永美子委員 何点か資料で出していただいたのを見ると、これまでLED促進ということで、300台できていたのが、今回の決算見込みでは、急に落ちて、233ということなんですけれども、防犯外灯の中で、LEDになっている部分というのは、どのぐらいの割合を占めているんですか。

石田市民生活課防犯交通係長 現在の防犯灯のLED灯化率は70%になっております。

吉永美子委員 平成27年からの実績を見ても、かなりしていただいているのが分かるんですけど、いきなり減ったというのは、これから先自治会としてやっぱり負担が出るので、LED化は無理だという流れが今できつつあるということでしょうか。あとの残りです。

藤山市民部次長兼市民生活課長 これは自治体の考え方もあるかもしれませんが、積極的に設置するところもあれば、やはり計画的にする。あと、蛍光灯の外灯が切れた場合にやり替えるとか、いろいろあるかと思います。今

後、補助申請額を注視していきたいなと思いますし、今度の申請のときにも自治会のほうとも情報交換をしていきたいなと思います。来年度以降につなげていきたいというふうに考えております。

大井淳一郎分科会長 防犯街灯はよろしいですか。24、25は以上とします。続きまして、30、31の総合館。いいですかね。以上とします。32、33の鋳物師屋とかですね。

松尾数則委員 今回簡易水道を上水道化する戸数は何件ぐらいあるんですか。

山根環境課生活衛生係長 世帯数ですが、平成31年3月31日現在の給水人口になりますが、平原・片尾畑地区で49名。鋳物師屋・西山地区で73名となっております。

大井淳一郎分科会長 鋳物師屋は今回このように出ていますが、ほかの2地区は、余り負担が出ないという説明だったんですが、今後も予算計上はされないということでしょうか。

木村環境課長 簡易水道ですけども、今こちらのほうで予算措置をお願いしているのが、鋳物師屋・西山地区の簡易水道、それあともう1か所あるのが、先ほどの平原・片尾畑地区という形になります。水道局にお聞きしているのが、平原・片尾畑地区については、一部上水がかなり簡水の管と近いところまで来ているというような形であるみたいなんです。ですからバルブの開栓等ぐらいで済むぐらいの形になってくるんじゃないかというようなこともありますので、現在簡易水道等をお願いをしている収支負担金の予算の範囲内ぐらいでできるんじゃないかというようなお話をお聞きしております。ですから、今のところ水道局のほうから、平原・片尾畑のほうでの負担というものは、今のところはお聞きしておりません。

松尾数則委員 これは工事が終わったら、すぐに特別会計に入るんですか。いつ頃から入るんだろう。

木村環境課長 先ほど説明させていただきましたとおり、令和2年度中に配管の工事等をさせていただいて、いわゆる事業認可ですね。簡易水道を上

水にしますという国の認可になろうかと思いますが、そちらが令和3年度からの切替えという形になりますので、そうやってきますと、令和3年度の時点で簡易水道というものではなくなるということになりますので、水道事業という形になると思います。

大井淳一郎分科会長 そのほかよろしいですか。続きまして34、35で、主に新火葬場になります。

吉永美子委員 以前より話が出ております、要は、工事請負費は減っておりますけれども、新火葬場整備費の中ではですね。障害者の方の駐車場のところで、全く上に濡れないようにされているということがない点と、それと、入るところで大雨が降ったときに、御遺体を入れているひつぎが濡れるのではという点だったんですが、その点はいかがでしょうか。改善はどうなっておりますか。

木村環境課長 今回の補正予算の中につきましては、その分を対応したものであるというものは入っておりません。

吉永美子委員 新火葬場整備費としては、工事請負費がマイナスになっておりますけれども、新火葬場を整備する中で、この費用に上がってはいないかもしれないけど、不足しているところはどうかされているんですかとお聞きしているんです。

木村環境課長 障害者の駐車場の関係分につきましては、これはもし行うということになれば相当なお金が掛かるとお思いますので、この分については今検討中です。それと玄関に入るところの正面玄関の風除室と、その上の車寄せの屋根が重なっている部分のところで、そこが一部開いておりますので、少し大雨が降ったときに、その真下の玄関の下の方に水滴が落ちてくるというのがありましたが、そこを施行した事業者にお願いをしまして、僅かでありますけれどもそのところに、車寄せ部分の上のところに、何ていうんですかね。軒下といいますかね、何かものをちょっと出しまして、附属をつけまして、雨の滴が真正面に行かずに、両サイドにずっと動くような形で、少しでも正面から落ちるのを防ごうということで、今それを対処としたところです。今のところは前ほど落ちてくるということがないというふうに思っています。

吉永美子委員 今この駐車場の検討ということで、これもかなり月数がたっていると思うんですけれども、障害者に対してという部分では、今後、かなり大きな金額が掛かるとは言われておりますけれども、どれぐらいの金額が掛かるのかという試算。現実にはできるかどうかという検討。それともう1点、あえて申し上げれば、受動喫煙とかいろんな問題がありますけれども、来られている方、待っている間にたばこを吸われる方は全く吸うところがなくて、現実にはポイ捨てる的になりかねない状況を放置されている状況になっていると思っています。この点について、今の2点をお聞かせください。

木村環境課長 障害者用の駐車場の部分の雨よけ等の整備につきましては、確かに全市的なものも考慮しないといけないのかなというふうに思いますけれども、本市に公共施設がたくさんありますが、全てそこが整備されているかという話になったら、そこまではなっていないのかなというのがあります。ですから、新斎場ということで、本来なら最初から考えておけばよかったんですが、大変申し訳ないですけど、そこまでの計算は入っていなかったというのがありますので、こちらにつきましては他の施設の兼ね合い等も見て検討をしていくというような形になろうかというふうに思います。それと喫煙場所につきましては、基本的に供用開始をした時点で、敷地内禁煙ということで、これは供用開始が始まる前に、葬祭業者と指定管理者と市と3者協議も済ませまして、一応その方向で行くということです。つい最近も2月の下旬ぐらいに3者協議をしたところですが、同じように質問が生まれて、喫煙場所ということで、一応敷地外。敷地内は禁煙、敷地外であれば大丈夫ですよということで、そのときの場所を正面玄関出て右側のほうになりますけど、階段がありますが、そちらの付近でということで、御了承を頂いたところであります。

吉永美子委員 本来であれば、たばこ吸われる方の責任なんでしょうけれども、ポイ捨てる状態が放置される状態になっていくという懸念は誰でも持つんじゃないでしょうか。この点については全く心配ないと思っていますか。要は自分が捨てるものを持たれて、ちゃんと吸ってくださいということが徹底されているのかどうか。捨てるところもない。でも、たばこを吸っている人を見ますから。行ったら私も見ましたので。たばこを吸われる方からすれば、1時間、2時間と吸えない状況であるので、

当然吸いたいという気持ちは分からなくはないんですけども、この点の対応というのは、環境をほんとに汚すという心配はすごくあると思うんですけど、その点はクリアできますか。

木村環境課長 この問題につきましては、以前階段下、一番下のところに裏のほうに続く道路がありますけれども、そちらのところに便宜を図りまして、当初は一斗缶に相当する物を置いていました。最初のうちはその中に吸い殻も入っておったんですが、そのうち、そういうものを置いているにもかかわらず、ほかのところの道路際とかにたくさん捨てられるということになりましたので、葬祭業者等にもお願いをしながら、かなり注意をしましてまいりましたけど、それが直らないということで、今度は中段辺りとか、その辺もいろいろ考えたんですけども、これはもう最終的にのけざるを得ないというような話になりました。それで先の3者協議のときにも、基本的には携帯用の灰皿を用意していただくということを葬祭業者からもしっかりとお伝えをしていただくということになりました。敷地外とはいっても、その場所を何かしら表示してくれないかというような話がありましたが、敷地内を全面禁煙、敷地外となれば、小さなことを言わなければ、どちらで吸われても問題はないというようなことになりますので、そこの部分だけを禁煙場所と指定してしまうというのもどうかなという話がありましたので、とにかくモラルの一環として、携帯灰皿をどうにか用意していただくなり、もしくは、その時間だけは我慢していただくなりということをして、業者を通じてお願いをしたいということでした承を得たところです。

吉永美子委員 担当課としてきちんとチェックをしていただいて、改善がされていなければ、今後どうしていくかという対応も含めて、検討していただきたいというふうにお願いしておきます。

大井淳一郎分科会長 それでは、ほかの委員、新火葬場整備費はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に6ページ、繰越明許費よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということでいきます。それでは市民部の関係の歳出に係る質疑を終わります。この後、繰出金についての自由討議をしたいと思います。執行部は退席してください。

（執行部退室）

大井淳一郎分科会長 分科会を再開します。矢田委員から一般会計の特にこの33ページにあります病院事業会計繰出金、これについて自由討議をしたいという申出がありました。その後、病院事業会計の審議をして、要は繰出しと繰入れの妥当性について質疑をしたわけですが、繰出しと繰入れは同じというか、合わせた形で自由討議をしていただいて、そこで出た意見を一般会計なり、病院の審査なりに反映したいと思いますので、よろしくお願ひします。矢田さんのほうで口火を切られてください。

矢田松夫委員 市長部局については午前中、そして、病院を午後からやったんですが、3億円を繰り出し、繰り入れるという3億円という金額の重みというかね、危機感というのか、緊張感というのは全く見られんのですよね。大変な事態が起こっているということが全く見られないので、やっぱりもう少し議論を深めて、今後の病院経営を含めて、根本的な議論をすべき内容じゃないかと思っております。二つ目には、トーマツですか、1,000万円を掛けて病院の事業改革、経営についてのメスを外部団体から入れてもらいましたけれど、それが結果として何も生きていないということでもあります。4億8,000万ですかね、最終的には営業収益が上がるということですが、逆に3億入れなければ、病院が成り立たないという現状を見た場合、非常に危機的な状況ではないかと思ひます。今日何度も言いましたが、これまで3度、もう3回目ですが、それは2年ごとに繰り返されておるんですが、この次の令和3年には、これの繰入れ、繰出しがないかといえ、分からないというふうに答えられました。2年後です。そういったことも含めて、やっぱり、今回は性根を入れて、賛成というわけにはいかないというような状況でありますので、もう少し議論を深めたらと思ひています。

大井淳一郎分科会長 矢田委員からありましたが、確かに2年ごとに繰出し、あるいは繰入れがされているということに対しては、由々しき事態であるということは議員皆さん共通だと思ひます。これに対して、矢田委員が言われましたが、それも含めて皆さんのほうで、こうしたらどうかとか、この点はちょっと違うんじゃないかとか。そのとおりだとかあれば、皆さんのほうで意見を出していただきたいと思ひます。

松尾数則委員 皆、そんなに大きく違う意見を持っているとは思えない。ただ、今回の3億円、病院側にね、矢田委員が言われたように真剣みがないと

いうのかなあ。これは非常に大変な時期だと、これは市民の皆様には迷惑を掛けていているというような思いはないのは事実ですよ。その辺のところを今回はいろんな方策で改良していくと言っている。今までもそう言っていた気がする。本当にこれで改良できるのかどうかも含めて、私は基本的には市民病院というのは、多少なり一般財源を組み込むのはしようがないという意識は頭にももちろんあるんですね。無尽蔵にという意味じゃないんですよ。だから、それなりの努力はしてほしいなと思っている。それが矢田さんの言われるように見られないところがちょっと寂しいなと思う。

大井淳一郎分科会長　ただ、今回は今までと違って地域包括ケア病棟という、病棟再編という具体的な案ですね。今までは、これから頑張るとか、どちらかという精神論に近かったんだけど、具体論が出てきたのは今回が初めてですよ。

吉永美子委員　私もやはり本来、一般会計から繰入れというのは公立病院としては致し方ないというところはあると思っています。ただ、先ほど松尾委員が言われたように、無尽蔵にということはありませんが、ただ、公立病院としてやっぱり存続はしていかなければいけないだろうというところは思っているところですけども、今話が出ていますように、これまでと違うところの地域包括ケア病棟という、これはたまたま伊関さんも言われて、市としても考えていたということで、これについて本当に今後どう改善をされるのかというのは、私たちやっぱりこの委員会として注視をしながら、これまでの委員会の調査していた以上に、やはり、大きく注視をして、提言もしてということを通じていくということを実際にしていかなければいけないんだなということを感じています。ただ、来年度になって地域包括ケアが始まって、それからすぐにどうやっていくかというところが、やはり頑張ってもらいたいし、危機感をやはりもっともっと私たちに示してほしいというところは思いますね。ただ、行動が今までと違うということだけは認識をしてあげないといけないのかなというふうに思っています。

水津治副分科会長　市民の方が、市民病院に対して、我々に必要だという市民が果たしてどのくらいおられるかなど。なぜ、あれだけでも使うのという人が多いような気がするんですね。その中で、金額が多いか少ないか分

かりませんが、ちょっと話が前後しますけど、そういった市民感情がある中で、ほんと今回難しいなと。私はちょっと地域が離れているので、市民病院を使う機会はちょっと少ないという地域ということもあるんですが、そういった方も多々おられるということも、認識しておかなければいけないなと。そうじゃなくして、そういった人を一人でも少なくして、市民病院がないといけないという体制を作っていくというのが必要かなと思います。

大井淳一郎分科会長 一般会計からの繰入れには、御存じのように基準内と基準外があります。基準内については、皆さんさほど異論はないと思うんですが、今回は特別繰出しということで3億円。矢田委員の指摘のように3回目で、10億近いんじゃないかという指摘がありました。これは今回で言えば3億円。これがあれば、いろんなことができますよね。それを出さなければいけないという事態に対して、病院局は緊張感が足りないんじゃないかというのは、矢田さんのお考えだけれども、緊張感が全くないわけではないと思うんですけれども、私も審議をやっていて、地域包括ケア病棟というのだけを出されたけれども、そのほかにも、もっと工夫してもらわなければいけないところもあると思うんですよね。その辺がもしあれば、皆さんのほうで指摘していただければと思うんですが。

河崎平男委員 この3億円の繰出しということについては、3回も協議をしたということでありまして、そういった中で、今回収支計画、改革プランも出ておりますので、これを今後、検証というか、どのように具体的に改革したかとか、これはやっぱり大事なものになると思いますので、注視していきたいなという考えはあります。

杉本保喜委員 私も吉永委員、河崎委員の意見と同じ意見なんですが、やはり今回は包括ケアシステムを取り入れるという方向性で、4月から始まると。あと1年、どういう経緯でもってやり、そして、そこに皆さんが言われる病院側の熱意。これがどのように反映されていくかというのは、やはり注目していかなければいけないし、それから、吉永さんが言われるように、時折鞭打つわけではないけれど、しっかり監視をするというか、見ていくというようなことは必要だろうと思います。ただ、市民のための病院ということで、全く営利企業ではないから、その辺のところ

が難しいところがあると思うんですよね。それから、副委員長が言われるように、市民皆が皆、必要だと思っていないということも事実ですね。市民病院をあそこに建て替えるときに、そういうような意見もかつて出ました。ただしかし、一つ言えることはいわゆる営利企業の病院ばかりになってしまったら、自分のところの旗色が悪くなったら、すぐにも病院を畳んで出ていくという可能性が否定はできないんです。そういう点では市民のための病院というのは、市民が使いたい、あってほしいと思う間はあるということは保障されるわけですから、やはりそこは、これからもしっかり育てていくというか、包括ケアの形がここ5年ぐらいの方向性だということであれば、この間にしっかり収益を上げてもらう施策をしっかりとってやらなければいけない。その監視は我々の議会がやらなければいけないだろうというふうに思います。

大井淳一郎分科会長 私たちは議会として注視をしながら、所管事務調査というものを使って逐一報告を求めてやっていくということは、当然できるわけです。

松尾数則委員 地域包括ケアが収益に結びつくものなのか実は心配をしている。今回、矢田さんが言われたように1,000万円のお金も出してでき上がった代物は眼科ができただけ。ほとんどそれもまともに働いてない。だからどうしても疑問符が付くんです。議会がこれからもしっかり見ていけばいいのかもしれないけど、何か医者の世界というのは近寄れないというか、よく見えないところがあり過ぎて。だから今度、地域包括ケアができて、看護婦さんは忙しくなると思いますよ。大変だと思うんです。本当に今後、役に立っていくのかどうか、やっぱりちょっと検討してみなければいけないなと思っています。

大井淳一郎分科会長 地域包括ケアができれば全てオーケーかというのと、そうではなくて、ほかの病院も皆しているわけですね。言われるような準備も含めて、最初がすごく大変だと思うんです。もちろんこれも熱意は感じられますので、しっかりやっていただきたいんですけども、これだけをもって、いいですよというのもどうかなというところもあります。トーマツの指摘全てが当てはまるものではないけれども、よく言われたのが薬剤費、材料費を共同購入等で落としていけと言われる割には、余り効果が出てないよね。そこら辺の指摘というのは、議会としても今

まで以上にしなければいけないのかなというのはあるんだけどね。矢田さん、その辺の薬剤費とか材料費も含めた指摘を。

矢田松夫委員 結局、今回も支出の欄で言ったけど、材料費と経費をいかに削減するのか。これがトーマツの結論に出ているんです。包括ケアというのは今からの問題であって、今回の3億円は包括ケアを穴埋めするものではなくて、今までの事業費の資金不足のところを補う。いわゆる一借を戻していくということなんですが、その1番最たるものが、材料費と経費である。これをどうにかしないといけんのに、全然トーマツの報告書に基づいてやっていないというのは、随分、今回の病院の審査の中でずっと明らかにしているんですが、全然駄目ですね。3億円使ったコジエネ、いわゆる省エネ対策でも、ああ言えばこう言うし、最終的には原料費が高くなったから、それはしょうがないんだという言い方なんですね。それは大体分かるわけ、燃料が年々上がっていくということは。しかし、そういうことで逃げてしまう。結論的にはやっぱりやる気がないということです。管理者自らがやっぱり緊張感を持って、病院事業改革をしていかなければ、また2年後に同じ轍を踏むんじゃないかと私は思っています。ですから、包括ケアの今後と材料費と経費は一緒に私はできないと思います。一番いい例は、例えば山陽オートだって、あそこのスタンドを改修したら人が入るか。そうはならんしね。病院も最初に言ったのは、古い病院だから人が来ないと。温泉病院も建て直し、新しくなったら、ほっておいても人が来ると。今どうでしょうか。新しくなりましたがお客は来なかったという状況です。

大井淳一郎分科会長 今の矢田さんの意見に対してもいいですし、皆さんのほうから、これは言っておきたいということがあれば。ポイントとなるのは、水津副委員長が言っていた加算ですよ。加算をどう取っていくかということも、やっぱり今後は指摘していかなければいけない。せっかく、伊関先生に来ていただきましたので。入りを増やしていくということも、これから、今まで以上に言っていかなきゃいけない。医師の増員も含めてですけれども、そういったところも、我々は指摘、提言していかなきゃいけないなと思います。入りを増やして、経費を削減しないと、経営は成り立たないわけですから、それによって、最低限の基準内繰入れに納めるというのが一番理想的だと思います。

松尾数則委員 いろいろ話がありましたけれど、入院患者がずっと減っているんですよね。普通は入院患者が減ったら、材料費は減るんです。当たり前だと思うんですよね。それなのにどんどん増えていっているというのは、何かその辺の努力が足りないだろうというような気がしています。僕はね、今の管理者が来られたときに、これは、あそこでいろいろ経験されていますから、財政的に良くなるものと僕は思ったんです。そのために来たんじゃないと言っているけど、僕はそのために呼んだんじゃないかと思っているんです。ですから、もう少し頑張ってもらいたいという気がする。

水津治副分科会長 前回の所管事務調査のときに、今後の業務量、予定に対してどうかと尋ねたときに、下半期でカバーできるという雰囲気の話聞いておきながら、突然この3億ですから、冷静に判断する時間がなくて、正直困っているんです。いい方向にいているんだなという思いを持っていましたから、そういったことを考えると非常に複雑な思いです。これちょっと私の思いですけど。

吉永美子委員 先ほど言いましたように、職員は緊張感を持ってやっていますでしょうけど、それが形に見えるように頑張ってもらいたいという思いを持っているところですけども、ちょっと一点、納得がいかなかったのがあったが、あえて聞きませんでした。10連休でしたか、ゴールデンウィークの連休が多かったからと言われるけど、ということはその間、入院患者を受けなかったのか。10連休がそこまで響くものなのかなというふうに思うので、今後、4月、5月には連休ありますから、その辺のことをやはりもっと突っ込んで聞いていかなければいけないというふうに、改めて今思っているところです。あと医師給というのは上げて来ないと言われたけど、そんなに言い切れるものなのかなというふうに思っています。なぜ医師が辞めていくのか。単純に大学が引き上げているだけなのか、医師がほかに行きたいと言っているのか、その辺の分析もしないといけないのかなと思っています。それともう一点は、今の地域包括ケアシステムの構築を国が推進しているわけですから、この病棟ができることによって、どう変わっていくかというのを注視しながら、ある面どこかで良くなるかもしれないという期待感を持っているんですけど、入院単価が上がると言われた。どこまで上がるのか。それともう一つ、経営について研修しないといけないというふうに言われた。地域

包括ケア病棟ができることによって、医師は楽になりますと言われました。ということは、研修をもっと強くして、医師の意識を高めていただくという、そういったところもやはりやっていただくように、今後先ほど言いましたように、ほんとに注視をしながら、提言、提言ということをもっと強めないといけないということを今とっても実感していますので、委員会の中で頑張っていきたいというふうに思います。

杉本保喜委員 薬剤が上がっているということが、一つの原因でもあるという話をされたんですけど、その例の一つとしてオブジーボを使用するようになった。確かにこれが高額であるというのは皆知っているわけですね。ただ、この環境というのは、ほかの同じような患者を扱う病院も、同じような苦勞をしていると思うんですよね。その辺りのところはどういう改善というか、改善努力をそういう病院がやっているかということも、勉強しておく必要があるかなというふうに、話を聞きながら思いました。岐阜の薬科大学に視察に行ったときに、あそこの薬科大学は、薬局を持っているんですよね。大学の中に、薬学部の中に持っているんですよ。何でそれがメリットがあるかということ、岐阜市内の薬局の薬を全部そこで保管をし、出入りをしている。そういうようなことをやると、かなり人件費、それから保管費も変わってくるだろうと思うんですよね。そういうところももう少し我々勉強して、事例研究として、どうですかという提案というか、話を持っていくこともできるかなというような思いもしました。

河崎平男委員 様々な自由討議の意見が出たんですが、この意見は委員長報告で終えるものか、または、附帯決議みたいなものでやっていかれるのか。というふうな形で持っていかれるのか。

大井淳一郎分科会長 もちろんこれは、委員長で決めることではないんですけども、今までの委員会を見てみると、二通りあって、今言われるように、委員長報告の中で、全ては無理だけど、意見を報告するパターンと、附帯決議を別途設けるかとあるんですけど、今までの執行部との関係で見ると、附帯決議を出したほうが、法的拘束力はありませんけれども、議会としての意思は示せると思っております。基本的にはそれには、行政は従っていく、重く見るという傾向があります。個人的には、これだけ重みのあることが起きていますので、附帯決議を出すなりして指摘し

ないといけないんじゃないかとは思っております。言うだけでは、ああ  
そうですかで終わってしまう可能性もあるので、それはあるかと思いま  
す。ただ、どういう中身するかは、今出されている意見を参考にしながら  
、本会議には私が提案しますが、委員会の中では別の形になります  
ので。皆さんいかがですか。自由討議は以上としまして、28日の予備  
日に病院の採決のところで、少し言葉が出ましたけれど、附帯決議を出  
すかどうかということも、検討したいと思っております。その際はよろ  
しくお願ひしたいと思ひます。それでは、民生福祉分科会は終わります。

---

午後4時30分 散会

---

令和2年2月25日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 大井 淳一郎